

「(仮称) 自治基本条例条文及び逐条解説書素案」に関する

パブリックコメント回答(案)

※内容が同等と思われる意見については、まとめて記載し、回答しています。

・ 条例全体について

(住民説明会やパブリックコメントのあり方について)

●意見 1-1

自治会・大字単位などで説明会を開催し質疑応答の場をもつこと。それらの内容をとりまとめ、検討すること。いきなりパブリックコメントでは、大部でありよくわからないまま進んでいくことを大変心配している。これらの説明会后に第2次パブリックコメントを募集すること。

●意見 1-2

「基本条例」をさらに豊かにしていくために、今回のパブリックコメントで寄せられた意見を反映することも大切ですが、一番重要なことは、多くの町民のみなさんが「基本条例」に関心を寄せ理解することができたかどうか、ではないでしょうか。第1回「審議会」資料4＝「住民説明会」、ならびに、資料5＝中川幾郎氏の5-(3)-①にある「住民説明会」の実施が必要不可欠です。各区・自治会単位に、「住民説明会」を開催し、「基本条例」制定の目的・意義について説明し、様々な意見に答え、かつ「素案」に反映させていくことを割愛してはなりません。

「逐条解説書 素案」によれば、令和3年2月〇日に条例案と逐条解説案を案議会から町長に答申(今後の予定)となっていますが、寄せられたパブリックコメントだけで、これをもって町民への周知と広く声を聴き反映させたことにはなりません。

他の市町村の制定にむけてのとりくみでは、素案から原案確定まで数年かけて、住民の意見を聞き深めていっている例もあります。「基本条例」の大切な目的・意義が本当に住民に理解されてこそ。条文に命が吹き込まれ、日々の「生活」に生かされていくことに繋がります。令和3年2月答申のスケジュールありきでなく、「審議会」清水裕子副会長が述べておられるように、「条例制定により、より多くの方々がまちづくりに関わりやすくなる」よう、しっかりと時間をとって町民のみなさんの様々な意見を聞き、子どもたちから高齢者まで、この町で生活していく生きた指針として大切にされる「基本条例」となるよう願っています。

●意見 1-3 パブリックコメント、答申、議会提案承認などについて

「自治基本条例策定までの流れ」図(資料4)に「審議会条例素案提出」の後、「住民説明会・パブコメ」となっているが、現在の状況は「住民説明会」抜きで「パブコメ」に移っている。当初の計画「住民説明会」を実施しないつもりか。丁寧な住民説明会は絶対に必要である。流れ図に記載されている「12月議会 議案提出」は既に遅れており、住民説明会を実施することにすれば、R3.4条例施行は無理であると思われる。

昨今のコロナ禍の中、急ぐことなく町民の意見を十分反映した基本条例にするよう努めるべきである。

●意見 1 - 4 素案作成の経過と今後の進め方について

審議会では約1年半、計10回の審議を重ねて素案をまとめられたことには敬意を表します。

しかし、条文、逐条解説素案の全文が公表されたのは12月1日の町HP上でした。それ以前の素案をまとめる過程では住民に対する説明会や意見を聞くなどの機会は設定されませんでした。突然素案を発表し、即日12月1日から12月22日の短期間でパブリックコメントを求められても、内容を十分に検討することはできません。多くの町民は素案の内容を知らないまま終わってしまうのではないかと危惧されます。広陵町自治基本条例は、広陵町における自治の基本規範と位置付けられ、他の条例や規則の制定及び改廃にあたってそれを規制する条例として優位性が担保されているとされています。このような重要な条例が住民説明会も、直接住民の意見を聞くこともなくただ1回の短期間のパブリックコメントだけで、町民の意見を聞いたとして来年(2021年)3月の町議会に条例案を提案することなどあまりにも拙速すぎます。それでは住民が熟議を尽くして練り上げたものとは言えず、上から押し付けられた条例になってしまいます。コロナ禍にあつて、住民が集まって検討することが困難なときにあわてる必要はないと思います。住民の熟議によって練り上げた条例となるように次のことを要請します。

1. 素案について自治会単位の説明会を開催し住民の意見を直接聞くこと。
2. 1.の結果と12月1日から22日までのパブリックコメントの結果を踏まえ素案を練り直すこと。
3. 練り直した素案について第2次パブリックコメントを実施した上で最終案を作成すること。

★回答 1

説明会について、当初は12月議会に上程し、議会で可決いただいたのち、翌年4月の施行までの間に住民説明会等を開催する予定でした。そのため、パブリックコメントの前には、説明会の開催を予定していませんでした。

条例(条文)については、町長から広陵町自治基本条例審議会へ諮問され、町内各団体をはじめとする住民代表や学識経験者等から構成される審議会委員により1年半にもわたる慎重な審議が行われ、今回お示しした素案ができあがっています。

また、審議会開催前に委員を公募するとともに、住民ワークショップ等も行っており、町としては、この素案は町民の意見を十分採り入れたものと理解しています。

(条例の用語と文体について)

●意見 2 基本条例の用語と文体について

この町の将来を担う子どもたち、少なくとも中学生の子供たちが読んで理解できる内容・用語が必要です。広報12月号で、「審議会」中川幾郎会長が自治基本条例の意義について「・・・わが町の団体自治と住民自治の仕組みを、簡潔でわかりやすく説明するための条例である・・・」と説明されているように、条文はできる限り平易に、誰もが理解でき身近に感じてもらえる基本条例にしてください。

「基本条例」素案が前文以外すべて「～とする」「～ならない」などとなっています。条文すべてを、前文と同じように「ですます調」にしたほうが、より身近に感じられ心に届くのではないのでしょうか。

本来「基本条例」の目指す「まちづくり」は、町に住み働き学び事業を営む人々等が、より自主的・能動的な参加、参画することを目的としていますが、押し付けられているような印象を与え、逆効果ではないでしょうか。

他のいくつかの自治体の「基本条例」を参考に目をとりましたが、「ですます調」が多いようです。

★回答2

「誰もが理解でき身近に感じてもらえる」というご指摘は、広陵町自治基本条例審議会でも議論のあったところで、条文については「中学3年生が読んで理解でき、また法規上の表記の原則が守られている」ことを前提に作成しています。条例制定後に小学生、子育て中の方、現役世代、高齢者などライフステージに合わせたパンフレットを作成・配布したり、条例を知ってもらったりする機会を設ける予定です。

ですます調については、条例本則は「である」を基調とする常体とすることを「広陵町公文例規程」で定めており、審議会においても同様に扱うことに決定しました。

一方で、逐条解説書や上記のパンフレットなどについては親しみやすくなるよう「ですます調」で作成します。

(文末表現)

●意見3 全体の表記について

全体として「～ねばならない」との表現で住民に義務を課す仕組みをつくろうとしているが、自治ということになれば逆ではないか。「～することができる」という表現で住民の権利確保を中心とした仕組みに改めてもらいたい。

★回答3

文末表現については、広陵町自治基本条例審議会においても委員から指摘があり、事務局、若手職員からなる庁内ワーキンググループでも一つ一つの条文を確認しているところです。町民に「義務」を課す条文はありません。

確かに第6条などで「～に努めなければならない」という表現がありますが、こちらは、逐条解説書7ページに記載しているとおおり「努力義務規定」であるため、必ず達成、実現しなければいけないわけではありません。一方で、第6条では町民の「役割と責務」を記載しているため、自覚と責任を持って行動してほしい思いを込めて「～に努めなければならない」という努力義務規定の表現としています。

・はじめに、前文、第1章（第1条～第4条）

（条例の位置付けについて）

●意見4-1 条例の最高法規性

町が定めた他の条例との関係において「最高の条例」とする根拠法が存在しないのではないか。この条例に「最高」と表記するとどのように最高が担保される見通しを持つのか意味が判然としない。

●意見4-2 第38条（条例の位置づけ）・第39条（条例の見直し）

【解釈】の最後の部分 “このため、他の自治体では「自治体の憲法」と説明しているところもあります” は削除する。

・理由：憲法というのは国の最高法規であって「自治体の憲法」というのは意味が不明確で誤解されやすい。町の条例は条例であって憲法ではない。

●意見4-3 日本国憲法との関係性について（前文、逐条解説書はじめに）

* 条文素案 前文 1ページ

広陵町自治基本条例が、最高規範である日本国憲法と上位法である地方自治法に基づいて制定されたものであることを明確にするため、前文の下から3行目に「日本国憲法と地方自治法に基づいて」の文言を挿入し、またその後の「この町に関係するすべての人」を「すべての町民」に変更し、下記のようにすること。

— 私たちは、日本国憲法と地方自治法に基づいて、広陵町のまちづくりの理念を明らかにし、参画と協働を基本に、まちづくりの実現・・・ — とする。

* 逐条解説素案 3ページ

1 (1) 自治基本条例とは

4行目の（最高規範）を削除し、表現を次のように変更すること。

— 当該自治体の条例・規則や計画等はこの自治基本条例の趣旨を尊重するものとし、自治体の基本規範と位置づけられています。 —

・理由：地方自治においても最高規範は日本国憲法であり、自治基本条例を最高規範とすることは間違いであり混乱を招く。

★回答4

逐条解説書P3「(1)自治基本条例とは」の中で「自治基本条例とは、自治体（都道府県・市区町村）の運営やまちづくりの基本ルールを定めたもので、当該自治体の条例・規則や計画等はこの自治基本条例の趣旨を尊重するとされており、自治体の基本規範（最高規範）と位置づけられています。」と記載しています。広陵町自治基本条例では、逐条解説書（第38条：条例の位置づけ）に記載のとおり、「条例には法的な上下関係はなく並列ですが、この自治基本条例は、町民と町の役割や、各個別の条例や計画などの基本ルール（基本規範）として、町民と町が条例を尊重するよう定めることによって、本条例の優位性を担保しています。」としています。

日本国憲法がすべての法規の上位していることは、憲法第98条に規定されていることから、当然であることとして記載していません。

●意見5-1

既に議会基本条例や政治倫理条例で規定しており重複するのは適切とは言えない。これでこの条例が上になるのか。議会に係る事柄は「〇〇の条例による」と整備すればよい。

●意見5-2 第9条（情報の公開と共有）、第10条（個人情報保護）

個人情報保護や情報公開についてもそれぞれ独自の条例が制定されている。それらの条例の上にこの自治基本条例が位置付けられるのか。

★回答5

自治基本条例制定の目的の一つとして、普段見ることがない地方自治法や各法令について、自治基本条例を見れば、まちづくりに関係する法令等が分かりやすく記載されており、一覧できます。自治基本条例を通して法令に触れていただく機会になれば、と考えています。

逐条解説書に、関係する法令は【参考】として紹介しています。第20条及び第21条については、議会基本条例を審議会で確認し、慎重な審議の上で取捨選択をし、条文に記載したものです。

また、この条例の上位性については（回答11）と同じです。議会基本条例は、議会運営と議員活動についての条例であり、自治基本条例は町民を含む町全体に係る基本条例です。よって、自治基本条例がより包括的であると言えます。

●意見6-1 前文

「一方で、少子高齢化やIT化など、社会構造及び経済情勢の変化により、住民自治及び団体自治の在り方が問われています。」と記述されています。住民自治・団体自治の在り方が問われているのは、上述の変化を背景に、「憲法に規定する地方自治の本旨をより充実させ地方分権の時代にふさわしい住民自治及び団体自治の在り方が問われて」いるのではないのでしょうか。そのような趣旨に変更できませんか。

●意見6-2

前文に、この条例の上位に地方自治法があり、さらにはその上位には日本国憲法があることを明記すること。

★回答6

住民自治及び団体自治の在り方について、日本国憲法第8章地方自治（第92条～第95条）に規定されていることとともに、これを受けて地方自治法により細かく規定されていることを逐条解説に以下のとおり記載します。

『住民自治及び団体自治の在り方』・・・憲法第92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあり、この地方自治の本旨には、団体自治（地方公共団体の組織及び運営）と住民自治が含まれていると解されます。

(「町」及び「町民」等、定義について)

●意見7-1 第2条第1号(「町民」の定義)

町民の概念を居住者に限定しないで、勤務する者、事業を営む者にまで拡大している。町内に住まない自然人を町民に加える問題とともに、法人を住民に加えるなら、例えば、南都銀行・イズミヤ・タビオなどの営利を目的とした株式会社も加えることになる。営利を目的に活動することを否定しているのではない。営利を目的とした法人を町民と扱うのは問題があることを指摘している。これらの法人に選挙権・被選挙権は付与されていない。取り扱いは明確に分けて考えなければ地方自治の原則を侵害しかねない。

●意見7-2

(定義)第2条(1)「町民」の定義が広すぎて不適切である。「町民」は住民登録されていて町内に居住する者とする。町外在住で、広陵町にある職場で働く者、学ぶ者、を町民とするのはおかしい。また、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものは、町の居住者の場合には、居住者としては町民であるが、事業者、町の公益や発展のための活動者としては「準町民」とでも位置付けるべきである。

●意見7-3 「町民」の表現について(条文全体)

上記の定義の変更に基づいて、「町民」と表現していることの適性を全般にわたって見直すこと。

●意見7-4 第13条(地方自治)「町民」の表現について

2項を次のように修正し、3項を追加する

2 住民自治の主体は、町民及びその集合体である町民の基礎的コミュニティ(区及び自治会を言う)とその連合体である。

3 準町民、事業者等は町民のパートナーであり、共通する目標、課題についてはよく協議し協力し合う。

・逐条解説素案27ページをこれに合わせて修正すること。

・理由：意見②で述べた通り。

●意見7-5 第20条(町議会の役割と責務)、第21条(町議会議員の役割と責務)

* 第20条にいう「町民」には広陵町の住民以外を含んでいるが、その人たちには選挙権はなく、その人たちの負託に基づいて選ばれたわけではない。矛盾している。その他の各号の「町民」も同様である。

* 第21条の「町民」についても同様の矛盾がある。

●意見7-6 第20条第1項(町議会の役割と責務)

町民の負託に基づき選ばれた町会議員によってとあるが、18歳以上の住民によって選ばれる者であり、定義での町民には事業者等が含まれている。厳格な意味では、町民を使うのは不適ではないかと思う。「解釈」で第2条1項に定めた町民とは異なることと明示しているとおりです。ならば、正確に「有権者」とすべきではないでしょうか。

★回答7

広陵町自治基本条例審議会で議論となりましたが、町民には広義と狭義の考え方があります。

選挙権・被選挙権については狭義の考え方で、逐条解説書の第2条、町民の定義における解釈に記載しているとおりに、「具体的な権利や責務が問題になるときは、場面に応じて「町民」の範囲を限定する」ことを明記しています。

一方で、広義の町民の例として、現役世代で大阪市などへ働きに出ていて、平日はほとんど町内にいない方と、町外の方が町内の事業所を経営していて、町の活性化に協力していただいている方、どちらも町に関わりがありまちづくりに寄与していると考えため、町民の定義には、在住している「住民」より広い考え方を採っています。

なお、「住民」については、逐条解説書にも記載しているとおりに、地方自治法第10条に「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」とされています。

議員の皆さんを投票し、選ぶのは有権者ですが、選ばれた議員は有権者だけでなく18歳未満の子どもや事業者からも負託を受けているものと考えられます。町長における負託についても同様の考え方ができます。そのため、第20条～第22条に記載している「町民」は、第2条第1号で規定する「町民」のことです。

●意見8 第2条（定義）

用語の定義を次のように改めること

- (1) 住民 町内に住所を有する者
 - (2) 町民 住民のことをいう
 - (3) 準町民 住民以外の町内で働く者、学ぶ者、公益活動を行う個人
 - (4) 町民等 町民及び準町民をいう
 - (5) 事業者等 町内で事業活動を行う団体、公益活動を行う団体
- ・理由①町内に居住する者とその他の者は立場が違う。町内に住まない自然人や法人事業者も町民に加えることは問題がある。地方自治法でも「住民自治」の住民は市町村の区域内に住所を有する者と規定している。従って住民自治の主体となる町民は町内に住所を有する者（＝住民）住民とすべきで、その他の町に関係する者とは区別すべきである。地方自治法に反する定義は違法である。
 - ②現行の条文素案、逐条解説素案の「町民」は非常に矛盾、問題が多い。たとえば第3条(4)に「町民が情報を共有し」とあるが事業者も含めて情報が共有できるのか？ また第15条3項には「町民は当該基礎的コミュニティへの加入に努めるものとする」とあるが事業者は基礎的コミュニティに加入できないのではないかなど。
- (6) 町 町議会及び行政の執行機関をいう
- ・町概念を定義するのに定義しようとしている「町」を使うのは矛盾している。
- (7) 町長等
 - (8) 参画
 - (9) 協働 . . . 対等な立場で協議し、協力しながら . . .
- ・「連携、協力」というと現実的には一方が一方に協力させられるイメージになる。協議することが重要。
- (10) まちづくり 住民の福祉の増進、住みよく持続可能な . . .

- ・理由：「時代に沿った」を削除する。時代の流れはよくなることも悪くなることもある。時代に沿うというのは危険を伴う。どんな時代にあっても地方自治は住民の福祉の増進に努めなければならない。

★回答8

- (1)～(5) (町民の定義については、回答7に同じ)
- (6) (町の定義については、回答9に同じ)
- (10) 「どんな時代にあっても地方自治は住民の福祉の増進に努めなければならない。」は当然ですが、時代によって考え方や概念は変わり、それに柔軟に対応していくことを指しています。

●意見9 第2条第1号(「町民」の定義)ほか

(1) 町民 「町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶもの、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものをいう」となっています。

広陵町の住民と非住民が一括りにされており、本来の地方自治の原則から言って、また、住民自治の考え方から言って、「町民(広義に解釈したとしても)＝町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者及び町の公益や発展のために活動する個人」と「事業者＝事業を営むもの」と、区別すべきではないでしょうか。

第2章 第8条で、「事業者の役割と責務」を明らかにし、「逐条解説」で事業者の町政への貢献についても叙述され、事業者は「まちづくり」に欠かせないものとして位置づけられていますので、区別したほうがより分かりやすいように思います。

たとえば、第5章 第19条「生涯学習とまちづくり」で「町民は、豊かな人間性を育む・・・」とありますが、これも一括りの「町民」となりますと、そこに住み、働く人々の「生涯学習」の意義、意味合いが曖昧となり、企業や事業者が実施する「社内教育」などはここで規定する「生涯教育」と少し意味合いが違うように思います。

★回答9

前段は(回答6)のとおりです。生涯学習・生涯教育については、文字どおり生涯を通じての学習・教育であり、学校だけでなく、家庭、社会、職場での学習もこれに含まれると解されています。企業、事業者が実施する社内教育であっても、それを受けた人がどう学習して、自分を高めるかが重要であると考えます。

●意見10-1

条例案全体の中に、「町」が使われていますが、定義では、町議会及び町の執行機関とあります。一例として、第4条第1号で、「町民、町議会及び町が協働して取り組むこと」とありますが、定義上、議会が重なっていることとなります。「町」をより正確にするには、町長等あるいは執行機関とすべきではないでしょうか。または、町の定義を変える方が適切などころが多々あるように思われますが。

●意見10-2 第2条第2号(「町」の定義)

(定義) 第2条(2)「町」の定義文で「町議会及び町の執行機関をいう」とされて

いる。定義しようとする概念「町」をその説明文の中に使っているのは論理としておかしい。敢えて町議会と執行機関の二つを1つの「町」という概念に含めるとしたら、「町議会と行政の執行機関」とでもすべきである。

しかし、「町」という一つの概念に町議会と行政の執行機関という二つのものを含めるのは適切でない。議会と行政執行機関は別個の定義とすべきである。

「町」の定義を上記で述べたように修正すれば、以降の条文はそれに合わせて修正する必要がある。

★回答10

ご指摘いただいた内容を踏まえ、第2条(2)と(3)を入れかえるほか、第4条(1)を以下のとおり条文を変更します。

第2条

(1) (略)

(2) 町長等 執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 町 町議会及び町長等をいう。

第4条

(1) 参画と協働の原則 町民は自治の主体として、町政に参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては熟議の上、町民及び町が協働して取り組むこと。

●意見11 「町」と「まち」の違いについて

「まち」「町」は一緒か異なるのか。一緒であれば統一し、異なるのであればその内容を明記すること。第2条「町」の定義で「町議会及び町の執行機関をいう」とあるが、町の定義づけを町を用いて行おうとするなど基本的に誤っている。

★回答11

「町」については、法規上の町、すなわち法人としての広陵町を意味しています。「まち」については、「まちづくり」「〇〇のまち」「〇〇するまち」などひらがな表記にすることで、柔らかく、親しみやすく表現しています。

●意見12 第2条第5号(「協働」の定義)・第4条第1号(参画と協働の原則)

「協働」の定義について、「町議会が、役割と責任を自覚、自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組む」とありますが、わざわざ、第6章第20条で議会の役割と責務を規定し、「意思決定機関」。「解釈」において、「協働事業として、地域の防災活動、クリーンキャンペーンなどの全町的な清掃活動や計画策定などの審議などが当てはまる」としています。さらに、「程度の差はあっても、ほとんどの事業は、まちづくりのため町と町民とが手を取り合っていく必要があります」としています。議員個人が、協働する場面はあるでしょうが、「議会」に上記の意味での「協働」を求めることは、議会の任務として適さないのではないのでしょうか。

★回答12

ご指摘の部分は、逐条解説書での記載であり、「町民に分かりやすく説明するため

の記載」と考えています。確かに上記の意味では、町議会との協働は当てはまらないのかもしれませんが。ただし、計画策定時に町から議会へお諮りする場合は、その計画の細かい内容や意見について、議員の皆様も町民や町職員から聞くことがあるかと思えます。これらも協働の考え方となります。

●意見 13 第4条第4号（健全な行政経営の原則）

第4条（4）に「行政経営」という概念が突然現れている。行政執行とどう違うのか。説明が要るのではないか。

★回答 13

逐条解説書の趣旨に記載のとおりで、「事業のスクラップアンドビルドを常に意識すること、また、その経過や情報は公表することとし、町民に寄り添った行政経営である必要があります。」のことで。

・第2章第5条以下、各条について

●意見14 第7条（子どもの権利）

子どもの権利条約をわが国は批准している。この条例に関連して盛り込んでいるが重複していないか。盛り込む意図が理解できない。

★回答14

わが国では、子どもの権利条約を1994年に批准しています。本条例では、その精神を受けて第7条に子どもの権利に関する条文を盛り込んでいます。

●意見15 第13～17条（住民自治・まちづくり協議会）

第13条「住民自治」に始まり、「まちづくり協議会」について規定しています。今回の自治基本条例の根幹に位置するところだと思います。本来、住民自治の概念は、国から一定独立した地方自治体の運営に関し、住民が主人公としての関わりを述べたものと思う。自治体の長や議会の議員の直接公選制などに表されています。その概念をさらに広げ、第13条、第14条で定義することになったものだと思う。

町が保有する情報を知る権利や町民のまちづくりに参画する権利を保障した上で、町政に参画する組織をつくる、従来の区・自治会の上位に第16条で「まちづくり協議会」を設定して、主体的に「地域が目指す将来像を描く」取り組みを求めることとなります。その理念を実践するためにも、区・自治会の現状を深く掘り下げた分析が必要ではないでしょうか。

★回答15

まちづくり協議会は、現在の区・自治会の上位となるものではなく、地域（小学校区）の住民、自治会や地域団体を包含するものです。対等な立場として、区・自治会や地域団体が担うことが難しくなった事業、また区・自治会や地域団体が単独で行うよりも人員や費用が効率的で合理的と思われる事業について、地域の総合力を発揮できるまちづくり協議会で行うという考えです。まちづくり協議会の活動は、参画の理念のもと、それぞれの地域（協議会）で自主的、主体的に考えて決め、実施していくこととなります。

区・自治会の現状については、地域担当職員が各区・自治会において課題を聞き出したのち、平成30年7月に「コミュニティカルテ」として小学校区ごとにまとめた冊子があります。（町ホームページに掲載しています。）

URL：https://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=3039

●意見16 第14条（住民自治の原則）

*1項、2項の「・・・努めなければならない。」を「・・・努めるものとする。」に改める。

・理由：より弱い努力義務規定とする。

*2項の「住民自治活動を行う団体」とは何をさすのか？「地域自治団体」とどう違うのか？

★回答16

文末表現については（回答3）のとおりです。第14条は、「住民自治の原則」の項目であり、町として町民にできる限りこの原則について協力をいただきたいことから、努力義務規定としています。

住民自治活動を行う団体は第13条第2項に規定しているような団体（基礎的コミュニティ（区及び自治会をいう。以下同じ。）をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体）などのことです。

「地域自治団体」は、本条例では「まちづくり協議会」を指しています（第16条）。

●意見17 第15条（基礎的コミュニティ）

第15条で町民は「区・自治会」の活動に参加し、協力して行動するとあります。資料で町民の区・自治会参加率、高齢化の現状を提供していますが、さらなる情報の調査・提示が必要ではないでしょうか。当然、区と自治会ではコミュニティの成り立ちは違います。典型的な例では、自警団の有り無しがあげられます。

それを前提に、各コミュニティの規約、総会の参加状況、各種団体の現状、区費・自治会費の徴収基準の扱い方、コミュニティ行事への不参加世帯への対応、新築されてきた方への「入会費？」財政状況などの現状を把握し、相互の認識を深めコミュニティの発展に資するべきだと思います。

★回答17

区・自治会に関する情報については、（回答15）のとおりです。今後においても適宜状況を把握し、提供していく考えです。

それぞれの区・自治会における取り組みについては、行政が指導、監督できるものではありませんが、情報共有を進めるとともに、時代に即した取り組みを提案したいと考えます。

●意見18 第15条（基礎的コミュニティ）

審議会内で「自治会への加入が進まず困っている」との発言に対して「法的に加入が義務づけられていないので放っておくのがよい」という審議会会長の発言はおかしい。自治会や大字の活動に無理があるならこれを緩和するなり解決を目指すなりして、もっと自治会や大字の活動をもり立てるのがよい。放っておくなど許されない。

★回答18

高齢者や社会的弱者など、参加したいのに参加できない場合は、参加できるように町も区・自治会も方法を考える必要があります。ただし、任意団体である自治会に加入することを強制できませんし、退会することについて、「それを止めることはできないので放っておいてもよい」、むしろ参加したくなる自治会になって欲しいという趣旨です。

町としては、区・自治会に加入していただくように転入時にお伝えするなど加入促進に努めています。

●意見19 第15条（基礎的コミュニティ）

* 1項、3項の「町民」は新しい定義の「町民」に改める。

・理由：現行の条文素案の「町民」は町内で働く者、学ぶもの、事業者などを含んでいるが、区、自治会は居住者以外の加入を認めていない筈。町内で働く者、学ぶも

の、事業者などに加入に努めよというのは自治会の自治権への侵害になる。
* 2項は削除する。

★回答19

区・自治会によっては、その地域に所在する事業者から区費または協力金としてもらっており、居住者ではないものの、地域の清掃活動に参加するよう依頼している地域もあります。区・自治会の構成員の範囲は、公序良俗に反しない範囲でそれぞれの区・自治会が決めることです。

●意見20 第17条（まちづくり協議会）

第17条では、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進するため、透明で民主的な運営を行い、地域づくり計画を策定できるとあります。地域によって異なる多様な計画が出来るのですが、地域が「張り切っている」ときは順調に進むのでしょうか。しかし、困難が現れたときには、計画が負担になってくるときもあらうと思います。その時には、行政の押しつけとも感じられる場面もあるかもしれません。本来行政の責任は「住民福祉の向上」に努めるものであり、行政と区・自治会の計画には、行政の役割・仕事も混在してくる恐れがあります。財政支援を打ち出していますが、その「仕事」の責任の所在は、絶えず行政と議論し、区・自治会で負えなくなった場合の担保を明らかにしておくべきではないでしょうか。

現在、高齢者の困難や、子育ての分野などに、シルバー人材センターの力が発揮されています。場合によっては、行政主導でシルバー人材センターを強化し、地域の問題解決の受け皿としても考えられる存在です。

★回答20

まちづくり協議会には、地域における課題を地域の皆さんで洗い出し、解決の方向を考え、地域独自の「地域づくり計画」を策定していただきたいと考えています。計画はあくまで地域のもので、柔軟に対応していただけるものと考えています。計画が負担とならないよう次世代の地域の担い手を探しつつ、町においても担い手確保や周知などに関して伴走支援していく予定です。「行政との役割・仕事が混在してくる」というご指摘には、「参画と協働」の基本理念に基づいて、混在する（＝協働する）事業も考えられます。その場合は、お互いの負担が増加しないように主体どうしで話し合うことが考えられます。

●意見21-1 第17条（まちづくり協議会）

今回の条例制定の最も大きな眼目は「まちづくり協議会」の設置することにある。行政機能の一部を与え予算措置を講ずるなど、半ば公的存在を中2階に作ろうとの提案である。内容がよく分からないので明らかにしてもらいたい。町政に関する提言や苦情・要望などを、町民が町に伝えようとした場合に、先ずこのまちづくり協議会に提起しなければならないというのであれば、「屋上屋を架す」愚を犯すことになりかねない。町民と町との距離がますます広がるような組織であれば設置しない方がよい。一方で、地域が抱える課題に関してお互いの意見交流を図り住民合意を促進するというのであればむしろ積極的な側面もあるように思う。具体的にどうしようとしているのか明示してもらいたい。

●意見21-2 第16・17条(まちづくり協議会)

条文素案第16条を下記の通り修正し、17条を削除する。

第16条 町長等は、基礎的コミュニティ(区、自治会)の範囲を超える広域のまちづくりの目標や計画を策定し推進する必要があるとき、又は共通する広域的課題の解決を図る必要があるときは、関係する地域の基礎的コミュニティ(区、自治会)、町民等及び事業者等で構成する「まちづくり協議会」を作ることができる。

2 「まちづくり協議会」の運営は町長等が行うものとする。

3 「まちづくり協議会」の構成と運営は平等で民主的に行わなければならない。

・理由

- ① 基礎的コミュニティ(区、自治会)より広い地域において、透明で民主的な運営を行うための規約や組織を構成し、地域のまちづくりの目標や計画を策定して継続的に活動するような協議会の運営は極めて困難である。基礎的コミュニティ(区、自治会)の運営は高齢化、労働環境、その他諸般の事情により担い手が少なくなり、現状でも困難になっている。このような「まちづくり協議会」を作れば基礎的コミュニティ(区、自治会)の負担はますます大きくなり区、自治会を一層衰退させる危険性が高い。その結果「まちづくり協議会」は準町民や事業者等中心のごく限られた「できる者」だけの組織となり、住民自治の主体である町民の意思が反映されない結果になりかねない。つまり住民自治を掘り崩す可能性が高い。
- ② 基礎的コミュニティ(区、自治会)の範囲を超える広域のまちづくりの目標や計画を策定し推進するのは町長等の仕事であり、町民はそれをチェックし町民の福祉の増進に寄与することであれば協力する立場である。現行の条文素案16条、17条のような「まちづくり協議会」は町長等の仕事を町民等や事業者等に下請けさせ、押しつけるための組織になりかねない。従ってこのような「まちづくり協議会」は作るべきではない。
- ③ 基礎的コミュニティ(区、自治会)の範囲を超える広域のまちづくりの目標や計画を策定し推進する必要がある場合は、町民等及び事業者等の意思を反映させ、その協力を得るために、町長等が関係地域の基礎的コミュニティ(区、自治会)や町民等及び事業者等で構成する「まちづくり協議会」を組織することができるようにするのがよいと思う。

★回答21

条例制定の最も大きな目的は、「まちづくりを町民皆さんが自分事として捉え、感じてもらうこと」です。その仕組みの一つがまちづくり協議会の設置であり、決してまちづくり協議会を設置すること自体を目的とするものではありません。

まちづくり協議会の設置に際しては、地域と十分協議の上で進めていく予定です。真美一まちづくり連絡会が既にモデルケースとしてスタートしていますが、小学校前の道路の速度規制や中和幹線の歩道への安全柵設置などを、一つの自治会ではなく小学校区全体の総意として要望したところ実現が早くなったという声をいただいています。町としても、まちづくり協議会が「町民と町との距離がますます広がるような組織」であれば、設置しない方がよいと考えています。

まちづくり協議会は、ご意見のとおり「地域が抱える課題に関してお互いの意見交流を図り住民合意を促進する」ことが前提です。つまりは地域の町民が作り上げていく団体です。

●意見22 第16・17条（まちづくり協議会）

第16条、第17条まちづくり協議会について、位置づけがあいまいである。例えば、まちづくり協議会で何らかの課題について検討し実行しようとしたとき、議会の承認が必要な場合、町の予算が必要になった場合、どうするのか。また、まちづくり協議会と基礎的コミュニティとの関係はどのようにするのか。

16条に「一の区域において・・・」と書かれているが、「区域」の概念定義がされていない。

★回答22

逐条解説書の趣旨に記載のとおりで、「まちづくり協議会に関する内容については、地域により特性や課題が異なることから本条例には定めず、改めて規則や要綱などで定めることとしています。条例制定時点では、まちづくり協議会は設置されていないため、改めて結成を予定している地域で議論を深めていく必要があります。」としています。

●意見23 第18条（まちづくり活動への支援・町民公益活動）

第18条第4項 「町長は町民公益活動団体の活動を促進するための必要な措置を講じるものとする」とされているが、活動に係る予算措置が必要な場合、議会も関わってくるのではないか。

★回答23

ここだけではなく、第12条、第14条、第15条、第16条及び第19条にも「必要な措置を講じる」としています。予算措置が必要な場合、当然議会による議決を経ての予算執行となります。ここでは、議会による議決を経ての予算執行を指しているため、「町長は」「町長等は」としています。

また、「必要な措置」というのは、逐条解説書の趣旨に記載のとおり、補助金等金銭的支援のほか、地域担当職員をはじめとした人的支援、情報提供、後援や協賛などによる周知の支援なども含まれます。

●意見24 第24条（総合計画）

総合計画の策定は毎年ローリング的に行うのか、あるいは、例えば3年毎に行うのか。年度ごとの町政計画とはどういう位置づけになるのかははっきりしていない。

★回答24

一般的には、総合計画の基本構想、基本計画、実施計画について年数を区切って見直すことを明記しているものがあることについて承知しています。

現在、現総合計画を令和2・3年度の2か年をかけて見直しています。

●意見25 第25条（行政組織）

第1項の「町は、」は「町長は、」とすべきではないか。

「町」の定義では町議会と行政の執行機関となっている。町議会が組織の整備を行うわけではないのでは。

★回答 2 5

議会事務局は議長が、教育委員会事務局は教育委員会が任命権者となることから、町議会や他の執行機関を含めています。

●意見 2 6 第 2 8 条（法令遵守及び公益通報）

第 2 項を次のように補足する。

2 . . . 職員の公益通報に関する制度について、その機能が発揮できるように必要な措置を . . .

★回答 2 6

公益通報については、広陵町では制度化しておらず、そのため「職員の公益通報に関する制度について必要な措置を講じるよう努めなければならない」としています。今後、制度化する場合には、その機能が発揮できるようにしていきます。

●意見 2 7 第 3 0 条（広報・広聴、パブリックコメント）

第 1 項を次のように補足する。

. . . これらの案を公表し、町民に対する説明会を行ったうえで、パブリックコメントを行うなど、. . .

★回答 2 7

パブリックコメントは、町民の意見を聴くための一つの手法であって、条例では例示としてあげているものです。実施にあたっては、説明会、ワークショップ、パブリックコメント等、状況に適した方法を検討し、実施することになります。

●意見 2 8 第 3 2 条（行政評価）・第 3 3 条（外部監査）

行政執行者の最上位者町長が、自分の行政を評価するのはおかしい。評価は町長・行政執行者とは別の組織・人が行うべきである。

行政評価と外部監査とはどう区別されるのか明確でない。

★回答 2 8

第 3 2 条第 3 項に記載があるとおり、「行政評価を行うに当たっては、必要に応じて町民及び専門家等の意見を聴く機会を設けることができる。」としており、行政評価に関する委員会の開催や今回のようなパブリックコメントの実施も考えられます。

行政評価は、内部でのボトムアップ（担当者から課・部、そして町長が最終決定）からの PDCA サイクルにより事業を評価し、廃止、改善や再構築を行うのが基本です。他自治体においても行政評価は内部で実施（一部、外部の意見も取り入れつつ）し、評価結果を町民など外部へ発信することとしています。

外部監査は、逐条解説書の趣旨に記載のとおり、「弁護士、公認会計士等の外部の専門家による、町業務や町財政に関する独自の監査制度」のことを言います。

●意見29 第35条（住民投票）

住民と町と町議会を並べてそれらの連携に言及している。町と議会が二元代表制で相互の関係は議会基本条例で既に整理済みであるが、この条例で二元代表制について指摘した部分は皆無である。住民と町と町議会を並べてそれらの連携とは何を意味するのか。それぞれの権能については既にそれなりに明らかになっているのではないか。

★回答29

二元代表制については、逐条解説書の第35条、住民投票の趣旨に記載しています。町議会と町長が二元代表制であることは、これからも変わることはありません。

一方で、町民の行政サービスに対するニーズは、以前に比べて複雑で多様化している現状であり、町行政や町議会が主体となる事業ではすべての行政サービスに対するニーズに応えられないことがあります。その場合は、連携して課題解決に向かう必要があります。例えば、議会議員の皆さんがかぐや姫まつりにおいて町議会のブースを出し、議会の取り組みの広報やアンケートを行い、町民等の生の声を聞いておられるのも町民、町行政との連携と考えられます。

●意見30 第36条（文化のまちづくり）

第9章で「文化のまちづくり」では、他市町には見られない、文化、芸術、スポーツが「基本理念」に謳われている「まちづくり」につながることを明文化しています。「生涯学習とまちづくり」の内容も文化の領域に含まれると考えられますので、一つの章に併せてはどうでしょうか。

また、条例全体の流れ・構成から言って、第9章が唐突に読み取れます。「基本理念」につながる大切な叙述ですので、第4章「参画と協働」の後に「第5章 文化のまちづくり」第1項、2項として整理し、以下の章を繰り下げてはどうでしょうか。

★回答30

ご意見を踏まえ、下記のとおりとします。

第5章の後に「第6章 文化及び生涯学習のまちづくり」とします。

第19条を「文化のまちづくり」、第20条を「生涯学習のまちづくり」とします。以降、章及び条を繰り下げます。

●意見31 第36条（文化のまちづくり）

第4項を次のように改める

4 文化芸術スポーツに関し必要な事項は、別途条例で定める

★回答31

条例で定めるかどうかを含めて、第3項に記載しているとおりです。逐条解説書にも、「指針として、文化基本条例、文化振興計画やスポーツ振興計画などを制定・策定する予定です。」と言及しています。

●意見32-1 第37条（広域連携）ほか

第2項として、「町（町及び町議会）は、地方自治の充実のため、必要に応じて自治基盤の確立に向けた国・県等への働きかけを行うよう努めなければならない」を挿入してはと思います。

●意見32-2 第22条（町長の役割と責務）

次の第5項を追加する。

5 町長は、町民の福祉の向上と生活を守るために、県や国に対し必要な意見を積極的に具申するよう努めなければならない。

★回答32

町議会に関しては、第20条第3項に「（前略）国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する」と記載しています。行政では、昨今厳しい財政事情であることから、常にその財源確保のために国・県への働きかけを実施している状況であり、あえて記載する必要はないと考えます。

●意見33-1 第40条（運用）

「広陵町自治基本条例推進会議」の設置をうたっているが、中身が不明。

「・・・組織及び運営に関して必要な事項は町長が定める」とされているが、時の町長の恣意的な運用にならないようにするためには、客観的のものとして、基本条例の中で規定すべきであると考えます。

●意見33-2 第40条（運用）

「広陵町自治基本条例推進会議」の設置をうたっているが、推進会議の権限の範囲、その組織の構成、運営の仕方が不明確である。「・・・必要な事項は町長が決める」とされているが、自治基本条例の重要性に鑑みて、時の町長の恣意的な運用にならないよう条例で決める必要がある。

★回答33

設置自体と役割・権能を「時の町長の恣意的な運用にならないよう」見直しが難しく、議会の議決が必要である「条例」で定めています。一方で、本条例の運用は町民、町議会、行政が一体となり、全員で条例の意識を持ちながら運用する必要があるため、第39条で定めたとおり、「5年を超えない期間ごとに検討を行うものとする。」とし、「多様な手段を用いて町民の意見を聴くとともに、これを反映させなければならない。」としています。

また、「広陵町自治基本条例推進会議」の項目については、条例制定後設置されるものであることから、第16・17条の「まちづくり協議会」の項目同様、基本的な事項しか定めていません。これから議論した上で、詳細は要綱等で決めていくこととなります。

（その他）

●意見34 どんなまちづくりを目指すのか。総則（はじめに）の部分

目標とする町「三世代同居率日本一」

歳入を増やすための子育て世代の転入を図る「子育て支援」は、あまりにも短絡的すぎる。多くの自治体に取り組んでいるが、成功例は少なく、やがて子は成長し、転出するという繰り返しになる。過疎化の原因は、成長した子が転出することにある。

・目標達成のための施策

二世帯同居者に対する何らかの特典

在宅介護者に対する何らかの特典 など

「きずな」や「つながり」という言葉を軽々口にする時代になったが、「きずな」は親子のきずな、「つながり」は血のつながり等を指し、もっと重たく、深いものである。しかし、これらが薄く軽いものになったから、現在に至っているのであるが、根本を忘れて周囲にこれを求めると、息苦しいものになる。「親子のきずな」の啓発、二世帯同居の推進、馬見丘陵公園での広報活動等によって、町から市への昇格を願っています。

★回答34

前文や基本理念、基本原則に広陵町全体の目指す方向を記載しています。いただいた意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。